（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百二十五条　地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　地域包括ケア推進官二人

二・三　（略）

２・３　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官三人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

サイバー捜査課（関東信越厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

情報管理分析課（関東信越厚生局に限る。）

２　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、サイバー捜査課、国際情報課、鑑定課、情報管理分析課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び密輸対策・情報官の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（サイバー捜査課の所掌事務）

第七百三十二条の三　サイバー捜査課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（サイバー空間を利用した罪に限る。）の捜査に関する企画及び調整に関する事務をつかさどる。

（上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官）

第七百二十五条　地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局　次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　地域包括ケア推進官一人

二・三　（略）

２・３　（略）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官三人

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

（新設）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

情報管理分析課（関東信越厚生局に限る。）

２　（略）

（調査総務課の所掌事務）

第七百二十九条　調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること（捜査第一課及び捜査第二課又は捜査課、特別捜査課、密輸対策課、国際情報課、情報管理分析課、鑑定課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び密輸対策・情報官の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（新設）